

2020年04月08日

連合神奈川 関係組織の皆様へ

連合神奈川「新型コロナウイルス」緊急対策本部
本部長 吉坂 義正

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言発令に伴う 連合神奈川役職員の勤務態勢について

4月7日政府は、神奈川県などを含む7都府県を対象に緊急事態宣言を発令しました。同日、連合神奈川は、緊急事態宣言を踏まえ、連合神奈川「新型コロナウイルス」緊急対策本部（本部長：吉坂義正）を設置するとともに、第1回緊急対策本部会議を開催し、連合神奈川「新型コロナウイルス対策」（当面の対応指針）を制定し運用を開始しました。

本日、第2回緊急対策本部会議を開催し、当面の対応指針をもとに、来週13日（月）からの連合神奈川役職員の勤務態勢を決定しましたので、通知します。

これまで経験したことのない環境と勤務態勢となります。格段のご理解とご協力をお願いします。

記

1. 短時間勤務の導入について

以下の期間において、連合神奈川の役職員（地域連合含）については、短時間勤務を導入します。

（1）勤務形態について

- 導入期間 2020年4月13日（月）～5月31日（日）

なお、緊急事態宣言（5月6日まで）が解除された場合、導入期間を短縮する可能性あり。

- 勤務形態

出社を（月）（水）（金）とし、勤務時間を10:00～16:00を原則とする。

（火）（木）は、就業免除（感染防止のため自宅待機とする）。

※労働相談を含む労働者救済・支援活動について

フリーダイヤルによる電話相談については、内局役職員と同じ短時間勤務で対応とする。

裁判や労使交渉の対応については、感染防止を徹底にて個別対応とする。

2. 連合神奈川5月の諸会議について

- 4月の運用と同様、5月末までの諸行事・会議は、中止・延期または【書面持ち回り審議】と致します。（5役会・政治センター幹事会・執行委員会も同様です）

以上

《内容に関するお問い合わせ先》

連合神奈川「新型コロナウイルス」緊急対策本部 045-211-1133（連合神奈川）

本部長代行 林（連合神奈川事務局長） hayashi@rengo.or.jp

事務局長 阿部（連合神奈川副事務局長） abe@rengo.or.jp